

個人住民税の定額減税について

わが国経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されることとなりました。

個人住民税の定額減税の概要は以下のとおりです。

対象となる方

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下で、令和6年度個人住民税の所得割が課税される人

減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
 - ※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。
 - ※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。
 - ※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の個人住民税において1万円の定額減税が行われます。

徴収方法（令和6年度分）

（定額減税の対象となる方）

① 給与所得に係る特別徴収（給与所得者の方）

- 令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均されます。



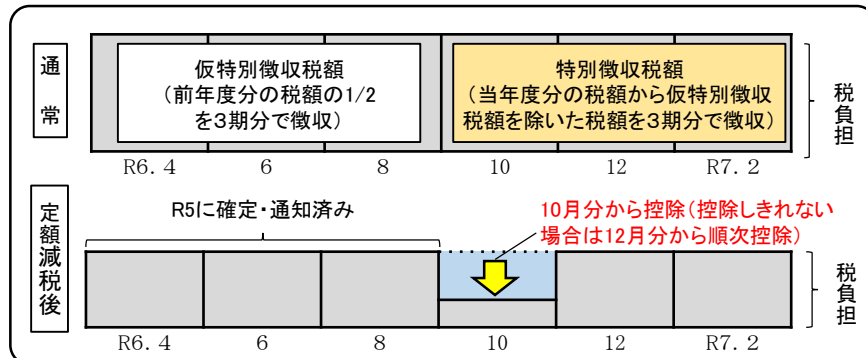
② 普通徴収（事業所得者等の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された第1期分（令和6年6月分）の税額から控除され、控除しきれない場合は、第2期分（令和6年8月分）以降の税額から、順次控除されます。
- 口座振替を全期前納で申し込まれている方のうち、定額減税により第1期の税額が0円かつ第2期以降に税額が発生している方については、普通徴収開始期の納期限で引き落としとなります。（例：第1期0円、第2～4期税額ありの場合、令和6年8月末（第2期納期限）で全期分引き落とし）
- 納付書払いの方のうち、定額減税により第1期の税額が0円かつ第2期以降に税額が発生している方には、全期前納の納付書を同封しておりません。一括での納付を希望される場合は、第2～4期の納付書をまとめてご使用ください。



③ 公的年金等に係る所得に係る特別徴収（年金所得者の方）

- 定額減税「前」の税額をもとに算出された令和6年10月分の特別徴収税額から控除され、控除しきれない場合は、令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除されます。



そ の 他

- 令和6年度住民税が均等割のみ課税される方は定額減税の対象とはなりません。したがって、本紙表面記載の徴収方法の適用ではなく、従来どおりの徴収となりますのでご注意ください。
- 減税額については、納税通知書の裏面又は特別徴収税額通知書の摘要欄に記載があります。
- 定額減税は、住宅ローン控除や寄附金税額控除など、全ての控除が行われた後の所得割額から減税されます。
- 定額減税の対象者で、定額減税可能額が減税前所得割額を上回る(減税しきれない)方へ、その差額を1万円単位で給付します。決定次第、広報おおやまざき等でお知らせします。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「[新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置](#)」をご参照ください。
(<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/benefit2023/index.html>)
- 所得税(国税)の定額減税の詳細は、[国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」](#)をご参照ください。
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>)